

て考えることが一層むずかしい点があるのではなからうかと思いますが、そういう点についての御認識はどうでございますか、お伺いしたい。

○松浦政府委員 仰せのように、この湿地地域と申しますものは全国に散在いたしておるのでありますから、私どももそのように考えております。

○平川委員 地域という言葉が使つてありますが、これは私は、湿地並びに半湿地の面積の算術的な和を求めまして、その比較多数を選ぶということには何らの科学性もない、また本法の精神とも反するもののように思いますが、そのようなきわめて機械的な作業の結果で地域が決定せられることにつきましては、非常にわれ／＼は危険を感ずるのでありますが、当局としてはこの点についてどういふふうにお考えでありますか。

○松浦政府委員 立法化されました審議会ができましたならば、なおこの地域という問題につきましても、特に政府の方から基準等のことにつきまして御相談申し上げます、しかるべく定義をくだしたいと考えております。

○平川委員 大体大まかな点について政務次官よりお話がありましたことを了承いたします。どうか審議会におきましては、不利な条件のために生産に苦しんでおります農民が、なるべく多く救われるようにやつていただきますように、しかもなお非常に合理的に筋の通つた制度にしていただきますように、お願いするわけでございます。

○坂田委員 次は芳賀委員。
○芳賀委員 法律案によりまして、積寒地帯は除かれることになつておるわけでございますが、積寒地帯として指定

された区域においても、湿地地帯といふものは相当あると思われるわけでございますが、それらの数字は大体どれくらいになつておるかお伺いしたいと思ひます。

○松浦政府委員 法律の条文には、特に積寒地帯を除くというふうなことはございせん。そこでその運用その他は当然審議会において決定せらるべきものであると考へます。

○芳賀委員 そういふ場合において、湿地に対する農業改良を行う場合は、たとへこの法律が通りまして、湿地単作地域として指定を受けた場合の湿地と、積寒法による積寒地帯の指定を受けた湿地等に対する農業改良という仕事は、やはり同一の取扱いを受けまして、逐次その成果を上げて行くように進めて行くわけであるかどうか、そういう点もお伺いしたいと思ひます。

○河井説明員 ただいまの点につきましては、この法律によりまして湿地につきましては、積寒地帯におきます湿地につきましても、その劣悪な条件を改善いたしまして、農業の生産性を高め、合理化になりますように、この法律ができましたならば、一層両者ともに効果を上げて行くように進めらるべきものかと思ひます。

○芳賀委員 日本の農業は米作を中心とした食糧生産に重点が置かれておるといふ現状においても、まだ水田総面積の四七％というものが湿地であるといふような条件で、土地の生産力の劣悪な、しかもこういう土地条件の中におけるところの農業経営というものは、労働の生産性を非常に阻害しておるといふことになるわけであり、これらの状態が今まで放置

されておつたところに政府の農業生産に対する政策の貧困性がうかがわれるわけでございますが、たとへば積寒法を初め最近において各種の議員立法による積寒地帯の特殊立法が次々と実施されておるわけでございますが、そのように分散的にいろいろ特殊立法をつくらなければ農業政策の面に対する予算的なものが獲得できないといふことは、非常に遺憾であるといわなければならぬのであります。特に農地に対するいろいろの改良とか、条件を改善することは農業改良といふ意味からも当然であります。これは国土の総合改良という面から見ても、大きく取上げて、政府がこのことに力を注がなければならぬといふふうに考へられるわけであり、これらの特殊立法というものは、その関係地区の農民に大きな夢と希望を与えておるわけであり、これらの法律が実際に

ば、聞かしていただきたいと思つておられます。

○青木(正)委員 御指摘のごとく、でき得るならば全国の約七十万町歩全部その改善をはかりたい希望であります。しかしながら予算等の関係もありません、一応政府側の意向を承ります。五箇年間に大体お示しの数字の半分を対象として、とりあえず改良を行うといふ考へ方であり、

○芳賀委員 湿地を改良する場合においては、これに付随したところの灌漑排水であるとか、暗渠排水であるとか農道等の工事が先行して行くと思ひますけれども、これをやる場合においては、これに付随した大きな土木工事的なものが行われなければならぬと思つておられますが、これらの公共事業に属するような仕事は、これと重大な関連をもつて並行して進めることができるとお伺いしたい。

○河井説明員 この法案が成立いたしました、公共事業で主としてやつておられます灌漑排水その他の改良あるいは農業改良事業もあわせて一層効果を上げるようにいたすべきであると思ひます。

○芳賀委員 私がたゞいまお伺いしましたのは、公共事業費で行うような筋合いのものが、積寒法の予算に移行したることによつて片一方のものがちよつとふえることによつてまた一面が減つて来る全体を総合した場合においては何らふえがおらぬ。そういう予算の技術的なものが非常に危惧されるわけであり、問題は今の特殊立法と既存の法律の関連性を考へるとき、この湿地の法案といふものができたことによつて、

さらにこれがプラスされて行くことでもあればつこうでありますけれども、絶対数の上においては何らふえないで、ただ一面において減つて、それによつて片一方がふえて行く、ただそういう一つの技術的な操作によつて、この法案ができることを願望してやまないところの地域の農民を欺瞞するやうなことがあつてはならぬといふことなのであります。今までもそういうことがまゝ行われておつたと私は考へておるわけであり、今後においては、たとへばこれに関連のあるところの土地改良法であるとか、これらの法律によつても当然行われるところの仕事が、さらにこれによつてプラスされるといふことでなければならぬと思つて、そういう点についてもお伺いしたいのであります。

○松浦政府委員 芳賀さんのお話はまことにごもつとも存じます。例を積寒地帯のことにおとりになつたようでございますが、その例をとつて答弁申し上げますが、積寒地帯といふこともこれは日本の国でありますので、国の土地改良の予算は配分いたしたす。それ以外に積寒地帯として、その生産力を高めるにどうしても必要な予算が計上されておるわけでございますから、それにプラスする、そういうふうな考へで予算の配分をいたしたい、かように考へております。

○芳賀委員 この際真剣に申し上げたいことは、現在政府のとつておる農産物に対する物価政策は、日本の経済自立のために低物価政策をとらなければならぬといふやうな、一つの貫した意図のもとに低賃金、低米価政策をと

さらにはこれがプラスされて行くことでもあればつこうでありますけれども、絶対数の上においては何らふえないで、ただ一面において減つて、それによつて片一方がふえて行く、ただそういう一つの技術的な操作によつて、この法案ができることを願望してやまないところの地域の農民を欺瞞するやうなことがあつてはならぬといふことなのであります。今までもそういうことがまゝ行われておつたと私は考へておるわけであり、今後においては、たとへばこれに関連のあるところの土地改良法であるとか、これらの法律によつても当然行われるところの仕事が、さらにこれによつてプラスされるといふことでなければならぬと思つて、そういう点についてもお伺いしたいのであります。

○松浦政府委員 芳賀さんのお話はまことにごもつとも存じます。例を積寒地帯のことにおとりになつたようでございますが、その例をとつて答弁申し上げますが、積寒地帯といふこともこれは日本の国でありますので、国の土地改良の予算は配分いたしたす。それ以外に積寒地帯として、その生産力を高めるにどうしても必要な予算が計上されておるわけでございますから、それにプラスする、そういうふうな考へで予算の配分をいたしたい、かように考へております。

○芳賀委員 私がたゞいまお伺いしましたのは、公共事業費で行うような筋合いのものが、積寒法の予算に移行したることによつて片一方のものがちよつとふえることによつてまた一面が減つて来る全体を総合した場合においては何らふえがおらぬ。そういう予算の技術的なものが非常に危惧されるわけであり、問題は今の特殊立法と既存の法律の関連性を考へるとき、この湿地の法案といふものができたことによつて、

さらにはこれがプラスされて行くことでもあればつこうでありますけれども、絶対数の上においては何らふえないで、ただ一面において減つて、それによつて片一方がふえて行く、ただそういう一つの技術的な操作によつて、この法案ができることを願望してやまないところの地域の農民を欺瞞するやうなことがあつてはならぬといふことなのであります。今までもそういうことがまゝ行われておつたと私は考へておるわけであり、今後においては、たとへばこれに関連のあるところの土地改良法であるとか、これらの法律によつても当然行われるところの仕事が、さらにこれによつてプラスされるといふことでなければならぬと思つて、そういう点についてもお伺いしたいのであります。

ついでに、現在におけるよう
な七千五百円米価というより線
農民の生産意欲をくぎづけにして
わけであり、そういう一つの低
物価政策をとつて農家経済に圧力を加
える場合においては、一面において、
やはり日本における農業の生産性を高
めるといふ諸般の手段とか政策を着々
として表現しなければならぬと思つて
あります。そういう場合において、
国内における土地条件の劣悪なところ
に対しては、このような議員立法が行
われぬ場合においても、土地の生産
性を高め、しかも農業の労働が非常
に近代化されて行われるような、農業
労働の生産性が高まるような施設が、
米価政策をとる場合において行われ
て、そうして生産コストの切り下げが
行われて、国際競争力も競争力のできる
ような状態に作り上げるといふこと
でなければならぬと思つてあります。
この法案の中にも、農業改良を行
うと同時に、一面においては、そうい
う地帯における農業技術の改善である
とか、試験機関の設置というやうなこ
とが、これに付随して行われておるわ
けであります。この試験機関の全国
における現況を見ましても、最近試験
場とかそういう機関が非常に整理され
まして、以前より減じておるわけであ
ります。こういう状態は、当然従前より
これを拡大して、日本の農業が非常
に後進的な性格を持つておるので、こ
れをもつと近代化するための試験施設
等は、単にこういう湿地単作というよ
うな土地立法によらなくとも、大きな
筋の通つた政策の面から打出して
だきたいといふことも、これに關連し

て希望を申し上げて、私の質疑はこれ
で終ります。
○坂田委員長 川俣清首君、前会の保
留分について……
○川俣委員 大臣の出席を求めておる
のですが……
○松浦政府委員 廣川農林大臣は病氣
で欠席いたしております。
○川俣委員 それでは政務次官にお尋
ねいたします。政務次官から懇切な答
弁をいただいておりますが、あります。そ
れからお尋ねいたしておきます。それ
は食糧増産緊急対策の上から、すみや
かに灌漑排水施設、農業用道路その他
農地の保全もしくは利用上必要な施設
の新設、廃止もしくは変更、区画整理、
客土、埋立てその他農地の改良を實施
する必要のあることは論をまたない
ところであります。しかし要はどの程度
予算化されるかという点に問題がある
と思つてあります。かかる特別立
法が續々出て来ることは、結局政治力
が貧弱であつて、そのために予算化で
きないところに対する農民の反感が、
かかる特別立法になつて現われて来る
と私もは見えておるのであります。だ
から要は、農民の期待するところは、こ
うした特別立法でなくて、どの程度土地
改良のために、あるいは農業改良のた
めに予算化されるかといふことが大き
な問題だと思つてあります。このや
う特別立法が出なければ予算化できな
いといふことは、これは政治力が貧弱
であつて、こうした政治力の貧弱が統
く限りにおいては、いかに特別立法が
たくさん出ましても農民の期待に反す
る結果になりまして、ちやうど積寒法
が最近農民の期待に反しておりますこ
とは、予期したほどの予算化が生れて

来ないといふところにあると思つて
あります。この法律が出ましても、十
分な予算化がでなければ、つくつた
以上に農民から反発を受ける結果にな
りかねぬかといふことを非常に憂える
のであります。この法律自体は必要で
あることは当然である。いかにして日
本が早く食糧増産の上から、灌漑排水
その他の施設を通じて生産力を上げな
ければならぬかといふことは、これ
は政治家ばかりでなく、現に農業を営
んでおる農民の切望するところであ
ります。この切望に報いるには、法律で
なくて問題は予算化だと思つて、
この予算に対する責任ある御答弁を願
ひたい。
○松浦政府委員 川俣さんの御意見
ことにござつてもございませぬ。従来
からもいろいろやつて参つたのであり
ますけれども、特に今度は、食糧の自
給なくしては自立経済の達成が不可能
であるという観点から、食糧増産の政
策を非常に強く立つて参りたい、こ
う考へて政府は進んでおるのであ
ります。その食糧増産をする方法は多
あります。その第一の手段
は、広汎な意味における土地改良では
ないかといふふうに考へておられます
で、今のお述べになりました灌漑排
水でありますとかその他の予算につき
ましては、そういう見地に立つて十分
に財政折衝をいたしまして、御期待に
沿ひたい、かように考へております。

な考へ方がありにならなければなら
ぬと思つて、この点に對するお考
えを承りたい。もつと具体的に言つと、
積寒法などに対してもつと予算を出す
つもりか、減らしてまわすつもりか、
その点を伺ひたい。
○松浦政府委員 濁去は濁去といひ
まして、今後は先ほど申し上げました
ように、食糧増産第一主義の政策を強
調いたしまして、積寒予算なりある
はまたただいま議題となつております
湿地の問題につきましても、できる
だけ多くの予算をとりまして、十分に
農政を強化して参りたい、かように考
へます。
○井上委員 私も最後に一点確かめて
おきたいのですが、平川君からも昨日
来執拗に質問をいたしておりました本
法の指定基準面積の引下げの問題であ
ります。この指定基準面積というのは、
これは法律で定まつておるわけでは
ないのです。ただ役人さんが大蔵省と予
算の折衝をする場合に、できるだけ公
共性という立場から一定の面積を確保
した上で、予算のとりやすいやうなこ
とをつけるというか、そういうこと
でやられておるのではないかと思つ
てあります。ところが御存じのやう
に農地が開放されて、経営が非常に小
規模になつて、實際を言いますと経営
の小規模な農家は自力でもつて改良
ができないのです。また広範な改良
を要する所でありませぬならば、全体
の大きな力を借りて改良運動を起して
行くことができる。政府に要請する政
治力もそこに生れて来ますけれども、
こちらに三反、こちらに五反といふ
に分散してあります湿地の改良は、ま
つたく放任される危険が起つて参る。

だから一行政単位であります市町村な
ら市町村の区域内において、あちらに
三反、こちらに五反と地域は分散して
おりまして、これがまとまつたら一町
歩になる一町歩になる。二町歩なら二町
歩になるという場合は、それを一つの
指定面積にする。そういうやり方は実
際上不可能ですか。その点でござ
いますか。これほど大事なことはな
いのです。實際政治はそこまで行き届
なければならぬと考へておられますが、
そういう線を積極的に推進すること
なるのであります。大勢の力を借り得
ない零細な農民のそういうものこそ、
日本農地の現状から見れば必要であ
ります。この点に對して、本法施行上
政府は特にその点に對してどうい
う考へ方を持つておるか。この点は政務次
官並びに事務当局からも伺つておき
たいと思ひます。
○松浦政府委員 井上さんの御意見
ことにござつてもあります。そこで
基準その他はたび／＼申し上げました
やうに、これは原則として審議會
で御決定を願ひたいと思つてありま
す。零細農家が非常に狭い土地を持
つておつて、あるいは二十町とか三十
町とかまとまらないので、非常に劣
悪な条件に悩んでおるものほどは引
上げてやらなければならぬのではな
いかといふお説には、私非常に賛成で
あります。そこでなるべく基準を下
げてこれを実行するやうな予算措置を
講じたい、かように考へておるので
あります。たゞ、例に出ました例の
積寒法について考へてみましても、そ
ういふことはまま起つておるのであり
ます。そこでこれは何と申しまして

も、国の財政にも限度がありまして、なか／＼見ようとしても見られないような場面も実際には起つて来るのではないかと思ふのであります。御承知のように農業保護政策は国だけの力ではなかく／＼できないのでありまして、農民の盛り上げる気持の上に手を貸す。そういうことが一つの考え方ではないかと思ふのであります。一例を積集法にとりますと、だれが見ても条件がもつともだ、しかも基準にはまらないというふうなものについては、各県思い通りにこれを原単位でカバーするようなことも現実に行われておるようでありま。私どもとしましては財政の上においてできるだけだけの措置をとりたいと思ふのでございませぬけれども、そういうこともまた一つの方法ではないかとかように考へております。

○坂田委員長 御異議なしと認めます。 それではこれより湿田単作地域農業改良促進法案について採決いたします。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

案文を読んでみます。 附帯決議 政府は、食糧自給度の向上のため、現行土地改良法を再検討し、総合的な農業計画のもとに土地改良事業の効率的な実施をはかるべきであるが、とりあえず、本法施行に当つては、指定基準面積をできるだけ引下げ、湿田単作地域の指定範囲を最高限度に拡大すべきである。

暫時休憩いたします。 午前十一時三十九分休憩 午後二時四十六分開議 ○坂田委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

会の意見を聞いて、第四条の規定により買入れれる特定飼料(輸入に係るものを除く)及び第六条の規定により売り渡す特定飼料の予定価格の単価の標準となるべき価格(以下標準価格といふ)を定め、これを公表する。

○野原委員 本案に對しましては提案説明以來、当委員会におきまして慎重に討議がかわされまして、大體政府の説明あるいは提案者の説明等で、よく法案の内容、あるいはその目的に關すること、今後のそれに対する予算的な問題算につきましても、いろいろ検討が加えられましたので、大體委員会としては意見がまとまつておると思ふのであります。従ひましてこの際も御異議なければ討論省略いたして、採決していただきます、かように考へます。

○坂田委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。 この際井上良二君より、本案に對する附帯決議の提案があります。これを許します。井上良治君。

○坂田委員長 たいだいまの井上君の提案に御意見があれば発言を許します。別にお断りいたしません。ただいま議決いたしました。 御異議なしと認めます。

○坂田委員長 たいだいまの井上君の提案に御意見があれば発言を許します。別にお断りいたしません。ただいま議決いたしました。 御異議なしと認めます。

2 前項の規定による買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は隨意契約によることができる。

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○坂田委員長 たいだいまの野原君の動議に御異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり」

2 農林大臣は、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

2 前項に規定する条件に基いて政府がふすまを買入れれる場合のふすまの価格は、農林大臣が、飼料需給調整審議會の意見を聞いて、

政府の所有する小麦の売渡価格、ふすまの生産費及び一般の経済事情を参し、よくして定める。

3 政府は、第一項の規定により条件を附されて小麦の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る小麦の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(特定飼料の売渡)

第六条 政府は、飼料の需給又は価格の調整を図るため、特定飼料需給調整計画に基づき、この法律の規定により買入れた特定飼料その他政府の所有する特定飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、入札の方法による指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定による特定飼料の売渡の予定価格は、農林大臣が、標準価格を基準として定める。

4 入札の方法による競争によつて特定飼料を売り渡す場合においては、予定価格に農林大臣の定めるところにより算出される金額を加えて得た価格(以下「上限価格」という。)をこえない価格で入札した者の中から高価で入札した者を落札者としなければならない。

5 前項の規定により落札者とすべき者がないときは、上限価格をこえた価格で入札した者を上限価格と同価で入札したものととして、落

札となるべき入札をした者としなければならない。

(売渡の価格等の公表)

第七条 政府は、前条第一項の規定により特定飼料を売り渡したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、売り渡した特定飼料の価格、品目、数量その他必要な事項を、買受人別に、公表しなければならない。

(売渡の附帯条件)

第八条 政府は、第六条第一項の規定により特定飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る特定飼料の譲渡に關し、地域若しくは時期の指定又は価格の制限その他必要な条件を附することができる。

2 政府は、前項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る特定飼料の売渡価格に農林大臣が定める割合を乗じて算出される金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定により条件を附されて特定飼料の売渡を受けた者が、その条件に違反したときは、その後二年間、第四条第二項又は第六条第二項の規定による入札の方法による競争に加わらなければならない。

(報告の徴収等)

第九条 農林大臣は、特定飼料需給調整計画の実施上特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、特定飼料の生産者、輸入業者、倉庫業者、販売業者又

は加工業者から、特定飼料の生産、在庫、販売の数量、価格その他必要な事項に關し報告を徴し、又は当該職員に事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入つて調査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入調査を行う場合においては、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飼料需給調整審議会)

第十条 この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給調整審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、飼料の需給又は価格の調整に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、飼料の需給又は価格の調整の実施に關し、農林大臣に随時意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十一条 この法律において命令に委任するものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第十二条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又当該職員の立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

は、一万円以上の罰金に処する。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中 「中央作況決定審議会 定審議会」

「中央作況決定審議会 農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。」

飼料需給調整審議会 飼料需給調整法による飼料の需給調整の実施に關する重要事項を審議すること。

第一条中「検査」の下に「並ニ飼料需給調整ノ為ニスル飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加える。

第二条、第三条及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及飼料」に改める。

第六条第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及飼料ノ売渡代金」に改め、「食糧ノ買入代金」を「食糧及飼料ノ買入代金」に改め、「運搬」の下に「並ニ飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を加える。

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 飼料需給調整法(昭和 年法律第 号)に基き飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。

農作物の作況決定に關する重要事項を調査審議すること。

飼料需給調整法による飼料の需給調整の実施に關する重要事項を審議すること。

井上委員 ただいま議題となりました井上良二外七名提出、飼料需給調整法案に關しまして、提出者を代表し提案の理由を御説明申し上げます。食糧の国内自給と総合的増産が、現在の日本にとつて何よりも重要であり、急務であることは、いまさら申し上げるまでもないのでありますが、畜産増産十箇年計画が立てられ、家畜の増殖によつて農業経営に畜力を導入し、自給肥料の増産をはかり、さらに

国民食糧の蛋白質源を確保する措置がとられつつあるにもかかわらず、これに対する諸対策は必ずしも万全であるとは言いがたく、特に家畜の増殖に何よりも必要な飼料対策は、遺憾ながらきわめて不十分としか言えないのでありまして、このままではおそろくせつかくの畜産振興計画もこの面から拘束され、とうてい所期の目標に達し得ないのではないかと危惧されるのであります。

飼料対策の根本は、まずその供給を確保し、価格の安定をはかることによつて、飼料が豊富に、かつ安価に農民の手に渡るような措置を講ずることでありまして、根本的には飼料自給度の向上、飼料輸入の増大をはかることが必要であることはもちろんであります。現実には、農家は飼料確保に困窮している状態にあり、この実情を打開いたしますために、とりあえず国家の手によつて特定飼料の需給を調整し、もつて飼料価格の安定を期する必要があるものであります。

以下本法律案のおもなる内容について簡単に説明いたしますと、まず第一に、政府は農林大臣の定める特定飼料需給調整計画に基いて、ふすま、輸入とうもろこし、及び大豆かすその他農林大臣の指定する特定飼料を買い入れることができることとし、さらにこの買い入れた特定飼料を、適当な時期に売り渡して、その需給を直接調整することといたしております。

第二に、これらの買入れ及び売渡しには、いずれもあらかじめ定められた標準価格を基準とする予定価格によつて、原則的に競争入札の制度をとり、特に

売渡しについては、上限価格をきめて市場価格の騰貴を抑えることとしております。

第三には、政府がその所有する小麦を売り渡す場合、その小麦から生産されるふすまを政府に売り渡すべき旨の条件、また特定飼料を売り渡す場合には、その譲渡に関する条件を、それぞれ必要に応じて付することとしております。

第四には、農林大臣が必要に応じて、関係者から報告を徴することができることとし、さらに本制度の適正な運用をはかるためには、飼料需給調整審議会を設置することとしております。

以上、本法律案提出の理由及び内容の概略を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○坂田委員長 なおこの機会に本案の審査方針についてお諮りいたしますが、午前の理事会において協議いたしました通り、一まず畜産関係する小委員会に付託して、慎重に審議せしめることにいたしたいと思ひますが、この取扱いに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂田委員長 異議なしと認め、さよう決しました。

○坂田委員長 これより農林漁業金融公庫法案を議題といたし、前会に引続き審査を進めます。

なお農林漁業金融公庫法案に関係いたしましたのであります。午前の委員会において定めたのであります。参考人として定まして全国組合金融協会の専務理事杉野精一郎君が出席されております。

で、御了承願ひます。井上良次君。○井上委員 この農林漁業金融公庫法案が通過いたしましたこと、当然組合金融面にも重大な関係があります。そこで組合金融協会に参加しております各信連の金融状況を検討してみますと、先日もお伺ひいたしました通り、相当多額な資金が固定化しておまして、国としてもこれが何とか運用できる面を検討する必要があります。この金融公庫法案の審議と並行して、組合金融協会傘下の各信連の焦げつき資金について、具体的な方策を検討する必要があります。

そこをただいま資料として提出されたものを読みますと、全体で百三十億に上る焦げつき資金があるようであります。これらの焦げつき資金の内容については、もう少し具体的に説明をさせていただきます。と申し

ますのは、終戦後の物価の変動、経済事情の変動、また当時の組合の再建整備等によりまして、いろいろそこに問題があり、その後協同組合の運営の不振に關連して再建整備等に伴う関係等が、これらの焦げつきを一層大きくしているように考えられますので、この際この焦げつきの内容を、たとえば各県別というのではなしに、どういふものがあるかという点を御説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 配付になつております資料は組合金融協会が作成いたしましたものでございまして、これについての詳細は、協会の方から御説明になつていただくのが適切かと思ひますが、農林省の方も協会に依頼したという関係もございまして、折に触れて御説明

をいたしたいと思ひます。ただいまお尋ねの点であります。焦げつきの理由につきましてもいろいろあります。なにかんずく最も重要な理由といたしましては、終戦後のインフレの終息期にできなかったものが大部分だろうと思ひます。また農業会の資産の引継ぎに際してできなかったものも相当量に達するだろうと思われまます。どういふ理由でどの程度の金額があるかということについては、一々まとめた資料もござい

ませんし、原因を追究することも実際問題としてなかなかむずかしいことではございませんので、そういう面の調査は手元にはないものであります。概略百三十億の内訳を申し上げますと、資料に書いてあると思ひますが、信連から出て

いるものが百五億になつておりました。申金から出てくるものが二十五億となつておりました。信連から出てくるものうち経済連に出ているものが八十億近く、その他の連合会を合せまして一億六千万円になつておりました。百五億との差額はその他の単協、郡連ないし員外者に対する貸付の固定化ということになつておりました。申金からのものとしての二十五億のうち県連が十六億、全国単位の連合会が九億三千万円となつておりました。百三十億の内訳は以上のようであります。

○井上委員 固定化した理由についてはいろいろ御説明のようなことであります。しかしながら、私の伺つておられるのは、たとえば経済連が購入した農機具が使用のものにならないためにこれだけ損害を受けた。その購入にあつたつて信連が金融をしておつてこれだけ損をした。あるいは製薬物資で繊維製品を何してお

つたが、これだけ下つたためにこれだけ損をした。あるいは経済連の再建整備を単協がやつておられますが、やつておる間に、自己資金を増資することの建前になつておられるのが、実際上は増資がなか／＼困難な単協があつて、そのために信連の方から金融を受けて一応増資をしたことにするといふような経過等もありはせぬかと考へておりました。その百三十億に及ぶ焦げつきになつた対象物件といひますか、対象件目といひますか、どういふ件目があるかということが知りたのであります。それをひとつ御説明願ひます。

○小倉政府委員 単協といわず、連合会あるいは経済連にいたしましても、自己資本がはなはだしく不足しているといふことは御承知の通りでござい

ます。全体について申し上げます。特別におそろく問題の中心であります再建整備の対象になつておられます連合会について申し上げますと、去年の三月末におきます自己資本の不足は百十四億になつておりました。なお自己資本と関連いたしましたのが、欠損金といたしましてはやはり昨年の三月末に、連合会におきますは八十二億といふことになつておりました。それからまた固定化債権ないし在庫品といつたものも相当の金額になつておりました。固定化債権につきましては二十二億六千万円、固定化在庫品につきましては十四億六千万円、以上のような事柄が信連の経済連等に対する固定した債権の例示と申しますか、それに見合うような数字だと存じます。

○井上委員 私が今伺つて局長から御説明願つたことですけれども、金融協会の杉野さんの方で、そういう単協及び

経済連等の集げつき、固定化のために借
連が損害をこうむつたという件目です
が、その件目による金額等はわかりま
せんか。そういうことは整理せずに件
別に整理しているようございませ
が、できれば私の方ではそういう事件
別の損害金額といいますが、固定化金
額というものが知りたいのです。それ
でないともう一つ、それをまた政府が金融上
のめんどろを見るときも、ほんとう
に大切な金の使うのでありますから、
公営な処置をするにせよとせよと
あとで問題が起つて参りますから、こ
のこのために固定化しているならこ
れはやむを得ないのではないかと
て、国民が納得することにはなけれ
ばなりませんので、内容をもう少し詳し
く御説明願ひたい。杉野さんの方でわ
かつておつたらしいし、わかつていな
かつたら調べて資料を出してもらつて
もいいです。

○杉野参考人 詳細な調査を課目別に
つきましては調べておりませんが、た
だいま局長からお話がありましたよう
に、連合会だけをとつてみますと二十
六年の三月末には八十二億の赤字があ
つたのであります。それが最近調べた
ところによりますと二十七年の三月末
だと思ひますが、連合会の赤字が六十
六億になつております。固定貸付金が
九十一億ございまして、六十六億
との差額が固定化在庫、あるいは固定
資産に見合ふ固定貸付金になつてい
るのではないかとふうに考へます。
大体今のところこの程度しかわからな
いのであります。この六十六億の赤字
がどういふふうになつてきたかとい
うことにつきましては、私どもの考へ

といつたしましては、農業会を解体いた
しまして協同組合に移行する場合に、
清算の方針をいたしまして、農業会を
破産に導かぬようにしなければなら
ないというふうな基本的な方針で農業
会の清算をしたのであります。従つてそ
のときに破産に導びかぬためには、在
庫品なりあるいは固定資産を相当水増
し評価をして清算をした。それが経済
界のインフレの終息に伴つて評価が相
当落ちた、そういうことが相当大きな
赤字発生の原因になつておるのじやな
いかと考へるわけでありませう。詳細の
点につきましては、調べましてまたあ
とから資料を御提出申し上げたいと思
ひます。

○井上委員 今杉野さんからのお話は
大体大づかみな御説明でありまして、
その件目別の具体的なことが出て参り
ませんと、各連合会単位の全体の赤字
がこれだけあるから、従つてこれを保
証して来た信託としても、こうなるか
らといふことでは、ちよつとそこには
問題が起つて来やしないかと思ひます
ので、ぜひひとつ今私が申しておりま
す件目別の赤字の説明を資料としてお
出しを願ひたいと思ひます。今の御答
弁以上に答弁を求めるところはこの際御
無理かもしませんが、さういふひとつ
願ひたいと思ひます。

○坂田委員長 金子與重郎君。
都合上、質問を途中で打切つたのであ
りますが、今日は申金は来ておりませ
んか。
○坂田委員長 来ておりません。
○金子委員 それでは小倉さんよりお
話がありましたことを一応確かめてお
きますが、この従たる事務所を置くこ

いうことにつきましては、先ほど議談
会の席で私申し上げましたことをあな
たは御聞きでありますから、自分の考
え方は大体おわかりになつたと思ひま
すが、そういう意味で別に置いてはな
らぬといふことを将来とも原則的に
きめるのじやない。この際簡素なもの
を、そして公庫のあり方をきめておい
て、次に来る問題は、政府の低利資金
のようなものと、組合の自己資本とい
うものを総合的に機関が動かして行く
方が効果的である、あるいはまた別個
な立場で行く方がいかにいふような
問題、もう一つは今のようないかな
事で行く方が高効率で行けるか、ある
いは独自の出張所を設ける、いわゆる
従たる事務所を設けてやつて行く方
が、より能率が高くコストが低く行く
かといふことを再検討して、ことに農
林中金、系統金融全般に対して掘り下
げなくてはならない時期が来ておるか
ら、それまでしばらくの間今まで通り
の、いわゆる特別会計が公庫にかわつ
たといふふうな姿で店開きをしておい
たらどうか、さういふふうな考へ方を
持つておられますが、それに対して局長
のお考へを伺ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 御趣旨の点もよくわ
かるのでございしますが、ただ組合金融
全体につきまして、長期あるいは中短
期の金融といつたような問題、さら
は組合金融につきましての制度上の問
題につきまして、至急検討すべき問題
があるといふことも御意見の通りだと
思ひます。ところでそれに関連いたし
まして、もし金融公庫が発足するとい
つたような場合に、どの程度の独立性
を持つて発足するのが妥当かといふこ
とになるのであります。その点

につきましては、私どもも、考へ
方といつたしましては、公庫とい
うものが特別会計からかわりま
して独立するにいたしまして、た
だいま特別会計と中金その他の持つて
おる関係と、新しい公庫が中金その他
との間に持つてあろう関係とかわらな
いようにいたしたい、かように思つて
おります。それをかえるにつぎまして
は、今金子委員のおつたやうな、
全体の問題とからめて考へるのが妥当
であるといふことについては、ほほ同
感でございします。ただそれにつきま
して、現在提出になつておられます
の従たる事務所がそれならば法律上さ
しあたりは不要になるのではないかと
いふことに関連が参つて来るわけであ
ります。これをもし重点を置いて考へ
るといたしまして、さしあたり特に
どうといふ考へがなければ、従たる事
務所を置くことができるというやうな
規定は不要なもののように考へられ
ますけれども、他方また、今仰せにな
つたやうな事情が、たとえて申しま
すと、米の統制撤廃といつたやうなこ
とが、事情のいかによりましたら早
急にまた問題にならぬとも限らないの
でありますが、さういふ場合には、こ
れは金融機関としての信託あるいは中
金等のあり方も当然検討しなければ
ならぬ。さういふことが近い将来に予想
されるにいたしますならば、今発足
される公庫にも、将来のために必要な
規定を置いておくといふこともいいの
ではないか、かように思つておるので
あります。もつとも規定があるからと
申しまして、先ほどお話をなつたやう
な趣旨に違反して法律を運用するとい
ふことは毛頭考へておりません。従た

る事務所を置くことにつきましても、
主務大臣の認可があるといふことにも
なつておられますし、その点について
の運用は、御趣旨の通りに運用して行
きたい、かように考へておるのであり
ます。

○金子委員 この従たる事務所を一応
置かないで、すぐ全体金融の問題のあ
り方、あるいは中金の性格なりあり方
に対して、私どもはここでいろいろ
考へなければならぬ問題が多々あるの
であります。ただここでなぜその点を
申し上げるかといふことには従たる事
務所をどう置くかといふ必要はないと
いつても、たとへばある地域に、地域
上どうしても一箇所、関西なり、東北
なり、北海道なりに置くといふやうな
ことで出発いたしますと、今度は全
体的にいつて能率なりコストの問題を
考へることよりも、その地方々々のプ
ロツク別の便利、不便といふ要求の方
が非常に強く働きますこと、もう一
つはお役所にしてもさうでありませ
んが、どの機関にしても一応店を開いた
以上は、自分の機構が大きい方が喜ば
しいのでございします。これは各役人の
一つの部局といふ点におきましても、
自分の部局が大きい方がいいといふの
で、その拡大強化ばかりはかかるように
いたしまして、さういふふうな末端の
要望と、そのマネージする人のセクシ
ョン、この二つの関係から、自然に老
大になつて来るといふことは、ひとり
この公庫だけの問題ではなくて、すべ
ての問題にその考へ方は通用して、また
さういふあり方で、行政費にいたしま
してもいろいろ費用が増して来てい
るのだと思つておられます。であります
から、さういふときの要求といふも

につきましては、私どもも、考へ
方といつたしましては、公庫とい
うものが特別会計からかわりま
して独立するにいたしまして、た
だいま特別会計と中金その他の持つて
おる関係と、新しい公庫が中金その他
との間に持つてあろう関係とかわらな
いようにいたしたい、かように思つて
おります。それをかえるにつぎまして
は、今金子委員のおつたやうな、
全体の問題とからめて考へるのが妥当
であるといふことについては、ほほ同
感でございします。ただそれにつきま
して、現在提出になつておられます
の従たる事務所がそれならば法律上さ
しあたりは不要になるのではないかと
いふことに関連が参つて来るわけであ
ります。これをもし重点を置いて考へ
るといたしまして、さしあたり特に
どうといふ考へがなければ、従たる事
務所を置くことができるというやうな
規定は不要なもののように考へられ
ますけれども、他方また、今仰せにな
つたやうな事情が、たとえて申しま
すと、米の統制撤廃といつたやうなこ
とが、事情のいかによりましたら早
急にまた問題にならぬとも限らないの
でありますが、さういふ場合には、こ
れは金融機関としての信託あるいは中
金等のあり方も当然検討しなければ
ならぬ。さういふことが近い将来に予想
されるにいたしますならば、今発足
される公庫にも、将来のために必要な
規定を置いておくといふこともいいの
ではないか、かように思つておるので
あります。もつとも規定があるからと
申しまして、先ほどお話をなつたやう
な趣旨に違反して法律を運用するとい
ふことは毛頭考へておりません。従た

のは、金融全体の能率だとか、全体のコストだとかいうことを度外視して大きくなるという必然性を持つておる、こういうふうには考えますがゆえに、私はその点を特に考えるわけであり、それは言葉の問題でなくて、今までのあらゆる機関がそういう経路をたどつて今日まで来ておられますので、そうしますと今の局長の御意見といたしまして——私どもはこれを置いてはならないというのではなくて、かりに今の中金が非常に高い、たとえば今の三分なり二分何厘というものを、資金がふえて来てこれ以下ではできないというようなことを今度は現実の計数に出してみまして、それだけの費用を出すのならば、いわゆる公庫自体が直接従来の事務所を設けて、一般に便利な機構を立ててもつと安く行くのじやないか、こういう場合があるならばこれは別問題であります。そういうふうなことが出来るまでは、私は置かない方がいいのじやないかと考えておる。従つて今の中金に委託しているその委託のパーセンテージが動かさないものだと私は私考えておりませんし、またそれが高いから、それだけの経費を払うならば、出張所を置いてもいいのじやないかという理論は、私としてはそれを金科玉条に考えておりません、弾力をもつて考えておるわけであり、そこでもしもそういうような場合があつたときには、法令の改正ということも簡単なことではありますので、そのときやつてもおそくはないのじやないか。一箇所なり二箇所なり置いてしまつてもう区切るわけにいかぬといふことになつて問題を起すよりもかえつていいのじやないかと考へるわけでありま

す。くどいようであります、修正するときに不都合が起きますか伺いたす。○野原委員 第三条における、主たる事務所を東京に置き、必要な地に従たる事務所を置くことができるという点、この問題につきましては、すでに御承知の通り、ただいまの発足いたしました農林金融公庫なるものは、従来の農林資金融通法による特別会計そのまゝの仕事を継承してやつて行くのでありまして、中央における機関としての公庫はできませんが、他はすべて従来通り農林中央金庫あるいはその他の金融機関に実務の方は委託してやるわけであり、従つて今のところ、従たる事務所を置くことはいふふうなこと、を全然考へていないのでありますが、ただ仕事の性質上、その公庫が将来発展した場合において、農村の要望等にこたへる意味において、あるいは適当な場所に支店を設けるという必要が起きた場合をおもんばかつて、ああいう簡条を設けてある。今あの簡条があるからといつて、すぐに置くようなことは全然考へていないわけであり、御指摘のように、そんなことならばどうもいいじやないか、まことにごもつともあります。しかしながらまた同時に、あまりじやまにもならない条件であるから、置いたところで大したことでもないではないか。別に置くことを考へていないという点から行けば、これをことさらにとる必要もなからう。実は農林委員会などでも前回から懇談の形で行つてお話し合いをしていきますと、提案者になつていただいた方々はみんながそういうふうな考へ方のように考へておられます。私も提案者

として、その点ははずれにしていいいか実は迷つておるようなわけであり、提案の際においては、さしあつていろいろものを置くことは全然考へないつもりで実はつくりました。将来何か必要が起つた場合にはあらためて考へるといふようにして、一應条々の体裁上主たる事務所を東京に置くことができるというにはなつておりましたが、その点は今のところ全然考へていない、将来の問題としてあるいは考へる場合が起るかもしれないという程度の軽い気持ちと御解釈をいただくなりば、さほどむずかしいことではないじやないかと考へておられます。○金子委員 これ以上申しますと討論になりますので、これ以上質問は申し上げませんが、ただ軽い気持ち、重い気持ちということではなく、法律であります以上は、これは完全に置くことが出来るのであります、たとい一箇所でも一旦置きました後にこれを廃止するということは容易にできぬことでありまして、また非常に迷惑がかかることでもあります。それから先ほど御説明になりました中に、地方の要望によりとなり、地方の要望により、その群馬県なら群馬県にどんな役所でも、一ひとりこつという機関でなく、どういふ機関でもあつた方が私の県としては損であるのであります。国全体としては損であつても、私の県では何でも出張所ができた方が得なものであります。でありますから、地方の要望によるということと必ず置かなければいけないということになり、それを置いた

ことを責めれば、それは地方の要望により置いたということになる。ですからそういう形で行きますと、今の行政機関にいたしまして、すべての機関が老大になつて来るのであります。ひとつその点だけは政治のかけひきや何かで言つておるのじやありません。實際今の日本の国はあらゆる面で大きな整理をしなければならぬ時期に直面しておる際でありますから、複雑化して行くことが必ずしも悪いというのではありませんが、私はそれをいま一年研究しようじやないか、研究してそれよりほかに道がないといふのであるならば、それを置くのじやないかといふこととてあります、これ以上申し上げると意見になりますから、これで問答はやめたいと思ひます。○坂田委員 足鹿委員。○足鹿委員 農協再建整備法についてお伺いしたいと思ひますが、現在の農協再建整備法は、その当時においては若干の効果を期待もし、また事実上げたのであります、今になつて考へてみますと、これはどうして現在の農協の再建整備を強力に推進する措置とは言い得ないと思ひつては、指して、たとえば一つの矛盾としては、指定期が昭和二十六年の三月三十一日であり、ところが事実上において去年の農協の暴落等によつて相当な打撃を受けた連合会等、ところがその後において購連と販連が合体して経済連になつた。ところが当然それは前整備法を適用したと同等の経済変動の趣旨によつて痛手を受け、おりながら、再建整備法の対象にならないという事態が相当私に出で来ておると思

ひます。○村田説明員 現行の再建整備方針だ。そういうふうには再建整備法自体が具体的に大きな欠陥を持つておるといふことは、現実から見て疑うことはできないと思ひますが、この点専門の農協課長の村田さんにどういふふうにお考へになつておるか、お尋ねいたしたいと思ひます。○村田説明員 ただいま御指摘のよう再建整備法の建前は指定日を押えまして、その指定日現在の自己資本不足額に對しての増資でございます、また指定日現在にありまする在庫品や、固定化債権の流動化を目標にいたしております。ただいま御指摘がございましたように、連合会その後の赤字の累積等に対します再建整備推進上の奨励措置といふような特別の措置は講ぜられていないことは御指摘の通りだと思ひます。○足鹿委員 御指摘の通りだといふのではなく、それについて当該課長から、どういふふうにはこれを改善するか、何らかの対策をとらねばならぬといふ、事務当局としての御所見を承りたいのです。○村田説明員 事務当局の所見はむしろ農業経済局長がおりますので、それから答へるのが妥当かと思ひます。○足鹿委員 この間も聞いたのですが、小倉さんは抽象論ばかりでなかなかほんとうのことを教へてくれないから、今日は専門の農協課長——部長が病気で来られないので、あなたから局長とお打合せになつて、局長の所管範囲が非常に広いから、よくおわかりにならない点もあらうと思ひます、遠慮なさらずにお話願ひたいと思ひます。

けではそういう新たなその後の予測しなかつた事態が発生いたしました際には、ただいまの方針だけでは、十分にそれを推進できないということもまたたいてお答え申し上げた通りであります。またその点につきましても、われもただいまの再建整備法が十分ではないということも認識はいたしておきます。ただ、ただいま私見を言えと言われましたので、あえて主管課長としての私見を申し上げさせていただきます。ならば、再建整備法が実施されまして、今日までどうもわれわれが正確に把握しております実績というものは初年度一年限りの実績でございますが、それがどうであつたかということにつきましては、先般来資料も御提出申し上げておりますので、ごらんおきの通りでございます。一応表面に出ました数字的なものは増資にいたしましても、固定化債権の流動化にいたしましても、在庫品の流動化にいたしましても、かなりの成果を収めております。もう一つは了解をいたして、そのまゝ今後四箇年にわたつて再建整備が目的通り進捗するかどうかにつきましても、これはまたただいま御指摘のように、再建整備推進途上におきまして予測できない経済界の変動その他の条件が加わつて参りますので、今日ただいまあと四年で農協再建整備が完成するという確信も持ち得ませんけれども、一応われわれは初年度の実績をながめました上では、かなりの成果が上つておられるのではないかと、この初年度の実績が今後いかに推移をして参るかということも、今しばらくわれわれも二

十七年度の実績等を検討しながら、さらに検討を重ねて参りたいというふうな考へておきます。

○足慮委員 御所見を承つたのですが、次から次に再建整備を必要とするものが続出す気運が大きくなつて行く傾向は見のつかうところ、いろいろの形でおいて別途に再建整備法の準則の改正ができないならば、別個なる金融措置なりあるいは適切な措置を要する声はほろはいと出て来ると思つておりますが、たとえば今銀行法との関係については、たゞ今銀行法との関係については、結局その再建整備の対象組合なりあるいは不振組合の究極におちついて来ることは、農業金融の便害——信連の資金がさらに事業組合を圧迫し、そして信連の方としては確実な金利が入つて来るからいよいよなもの、全体から見れば固定化して、現在在庫したものをはんとするに時価に見積つて今全部これを整理し直すことになりまふと、まだ赤字がたゞさん出まふ。今の在庫をさらに再評価してこれを処分するということになります。ならば、あの再建整備指定日現在後に於いて、おそろくまた大きく赤字が出て参ります。これはもう事務局よく御存じだらうと思つて、そういうことになりまふと、これはよつてもつて農業金融の便害に非常に大きく影響して参ります。従つて一方において再建整備法の必要な改正を行うことを急速にやつていただくと同時に、別途に何らかの措置が講ぜられなければ、これは片づきません。そこでたとえば農業会からの引継ぎ譲渡資産の問題につきま

しても、先刻井上委員は債権の焦げついた、不良化したものもあるし、いろいろな面においてその内容を検討しなければならぬのではないかと、御意見でありました。しかし農業会から面もあるでしょう。しかし農業会から引継ぎ資産の重圧というものの対して、各県の信連がばらばらに金利をば二銭六厘、はなはだしきに至つては二銭八厘のところもある。一体組合金融協会は何をしておるか、私は疑わざるを得ない。信連の自主性ということも、何のための全国の金融協会はあつても、農業会引継ぎの固定資産のもらいたくないものまでもお互いがのみ込んでおる。その資金の重圧というものは、私どもの知つておるところでも、おそろく出資金をみんなオーバーしております。そんなことで流動資金なんか一文もありません。従つてこれはさうに信連のやつかかにならなければならぬ現実の事態があります。ですから赤字そのものを全部埋めろということには國家の大きな見地から見ましたら無理かもしれせん。しかし現実には國の方針によつて農業会が解散し協同組合が生れて、好むと好まざるとにかかわらずこれを押しつけられおる。このものに對しては、何にせよ利子を補給するのです。國がいよいよ利子を補給するとか、あるいは中央金庫が真実に系統金融の中核であるならば、これに對してもつとあたたい措置を講ずべきなのです。その間にあつて実際に介入して働かなければならぬと思つて、協会の使命の一つでもあると思つて、一体これらの点については政府自身はどうお考えになりますか。組合金

融協会としても、今までどういふ措置を講じておられますか、私はこの機会に伺つておきたい。

○小倉政府委員 御指摘のように再建整備にかかわりませぬ、なお協同組合特に経済関係の連合会が相当の赤字を出しておる。従つて信連が相当の固定貸しを持つておりました、金融事情から見ましても、協同組合全般の状況が良好とは必ずしも言いがたいのであります。もちろんわれわれもいたしましては、再建整備法に基いてやり得る範圍の助成、それから指導監督はいたしておるものであります。それにもかかわりませぬ難点があるということも御指摘の通りだと思つて、たゞ、非常に事務的な話になりました。恐縮でございますが、再建整備法が充足いたしました。またその計画によりまして五箇年間で三十億を越すところの奨励金が組合に行くことになつておるのであります。従ひまして事務を処理するものとしては、既存の法律でもつて、既存の大体の予算の計画で最善の努力をして行くということが、当然課せられた使命でございますので、それができないというふうなシヤツポを脱ぐのは、どうも事務的に割切れない問題がございますので、そういう点につきまして、大臣の御判断を仰いで、御趣旨のがあることは、私も認識するに人後には落ちないでございます。ただそこに若干の政治的判断を要する面があるというふうな思ひますので、大臣の御意向もよく承知いたしました上で、

しかるべき対策を考えたい、かように存じておるのであります。

○足慮委員 御研究になつておるといふことが、新聞にはもう具体的にみない出ています。きよの新聞をばごらんになつても、農林金融に對する特別措置の問題についての農林當局の御構想というものがちやんと出ています。それなのに、國権の最高機關である国会において内容が承れないということはないでしょうか。私はふしぎに思つておる。けさの新聞にはあなたの方の構想というものがちやんと出ています。それをなぜこの委員会が言明ができませんか。私は小倉さんの人格はよく知つておりますが、あまりかたかからないで、あけ足はとりはしませんから、率直のところを御発表になつていかるべきものだと思つて、再建整備法がどうしても今のところ速急に行かぬならば他の金融措置に對して現在政府當局が考へておる構想を——ここまでも感り上つたときに、その主管である農林委員会でその構想が発表できないということはないでしょうか。発表してください。

○小倉政府委員 これは実のところまだ発表するといつたうなふうな固まつた案がないのであります。と申しますのは事務の性質が非常にむずかしいのでございまして、また、協同組合といつては語弊があるかもしれせんが、協同組合の關係機關の要望するところも、必ずしも最近まで統一しておつた要望といつてもなかつた。どれをとり、どれを捨て、また必要な資金をいたしまして、どういふ資金繰りを考へるかということになります

と、やはりもう少し進めて考えなければならぬ点があると思えます。従いまして、新聞にどういふ案が出たのか、私がかつて拜見してないのでありますけれども、まだ局としても固まつた案が実はないのであります。さよふな次第で御了承願いたいと思ひます。

○足鹿委員 けさの日本経済新聞をこらんになればよく出ております。あれはどこから出たのですか。大蔵当局との間にある程度の話し合いを進めておると出ておりますが、これはおそらく推測記事じやないと思つておるはずですが、ないとおつしやればこれ以上申し上げてもいたし方がありませんから、それは政務次官なり大臣に出てもらつて、そこでさらにお尋ね申し上げたい。あるいは大臣の政治的な立場において、政務次官の政治的な立場からおやりになつておる点もあらうと思ひますから、ひとつ明日でもこの問題は継続して、政府の責任者に出てもらうように、委員長はとりはからつていただきます。この程度でこの問題に対する質疑は打ち切ります。

○坂田委員長 政府の方で発表できるときは瞬間的になるべく早く発表されるよう委員長からも申し入れます。

○平川委員 今問題になつております金融公庫が直接貸し付けるか、金融機関に委託するかという点の、一つの大事な点で、この経済局から出ておられます経費見込みにかかつておる点も多少あるので、参考のためにもう少し詳しくお話を聞きたいのであります。公庫の経費二百億円の場合の四億二千万円の方でけつこうでありますから、ど

ういふ積算の基礎であるか、それをちよつとお示し願つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 十分見えておられますので、金融課長から御説明いたさせます。

○林田説明員 公庫の経費四億二千万円の内訳につきましては、直接やる場合の資金量二百億円ときは五百人といふことで算定いたしております。五百人の内訳は中央が八十人、地方が四百二十人、大体一所あたり十人ぐらゐのことを考えておるわけでありまして、そこでその場合の人員費、事務費、及び固定資産の毎年の償却費を考へて算定したわけでありまして。

○平川委員 人員費、事務費、固定資産費といふものはどういふふうなお見込みになつておるか、それを聞きたい。

○林田説明員 事務費につきましても、給与を現在の公務員の大体三割アツプぐらゐ、一人当り月一万六千円ぐらゐを考へておるわけでありまして。それに退職手当の積立金とか、あるいは旅費、それから業務のいろ／＼な事務費たとえはノートを買いまじたり、その他いろいろの雑費であります。それから固定資産の償却費、それだけ計算定いたしております。

○平川委員 四十箇所の事務所といふものは、どういふ構想でお考へになつておられますか。

○林田説明員 まず二百億円の場合のみずからやろうといふことが不可能といふ考へから、四十箇所といふのは二百億円の場合は仮定であります。それで千億といふふうな資金量がふえまじれば、各地に事務所を置いてやらなければいかぬといふことになりましたならば、さういふことが可能と存じます。四十箇所といふことになりましたならば、全国を四十ブロックぐらゐにわけてやることになりまして、二百億の資金量ではちよつとやるといふ見通しもつきませんし、不可能であると考へておられます。

○平川委員 そうすると、事務所費はこの中には全然入つていないのですね。二百億の場合は中央一箇所だけですね。

○林田説明員 二百億の場合におきましても、固定資産の償却費を考へておられます。各事務所の費用も一応入れて考へておられます。実際は私たちの予算におきましては、これは考へていないので、仮定の数字でございます。

○平川委員 そうすると、この四億二千万円の中に、今の固定資産の償却費は一体どのくらい入つておるのですか。

○林田説明員 五千万円考へておられます。

○平川委員 それでは参考までに、一千億の場合にはその固定資産の方は幾らに計上してあるのですか。

○林田説明員 一億五千万円に考へておられます。

○金子委員 ただいま平川君から質問がありました。こまかい数字、これは相当正確な御研究によつてなつたものと思ひます。それで今公庫の問題で従たる事務所を置くか置かぬかといふふうな際にこの資料が出て来るというところは、従たる事務所を置いてやつた方が現在の中金に委託しておるよりもはるかにコストが安く行くのだ、こゝういふことをこの表では結論として出してお

るように思ふのですが、こゝういふことがはつきりわかつておらぬが、なぜ今の率で中金に委託したのか、その点はどういふ理由ですか。

○小倉政府委員 この数字だけから見ますと、あるいはさういふふうにお考へになるかもしれませんが、委託の手数料と申しますのは、事務費とか人員費とかいふものはばかりではなくて、委託機関が責任をもつ二割といふ部分に對する利息といふものも入つておるのでございまして、その点を考慮しましても、二百億あるいは五百億の場合でも、利息——二割の分の含みを持つた上で比べて見ないと、結論がただちには出て来ないと私は思ひます。

○金子委員 私もこれは手数料だけでなしに二割の危険負担といふものがあるといふことを考へておられますが、こゝには二割の危険負担——どれだけの出血が出て、平均どれだけ見込むかといふ数字が出ておりませんので、特にその間を比較したわけでございます。そこでさういふふうな問題があるからこそ、このところで、こゝういつた経費——事務所費に幾らかかる、人員費に幾らかかるといふことだけでは解決がつかぬのではないかと考へました。

〔参照〕
昭和二十七年十二月十八日
大蔵委員長 奥村又十郎
農林委員長 坂田 英一殿
修正意見申し入れの件
農林漁業金融公庫法案に對し、別紙の通り修正意見を申し入れる。
農林漁業金融公庫法案に對する修正意見
一、第三条を次のように改める。
第三条 公庫は、事務所を東京都に置く。
二、第十五条を削除し、以下一條づつ繰上げる。
三、第十八条第二項の別表入を次のように改める。

貸付金の種類	利率の最高	償還期限	据置期間
八 前各号に掲げるものの外、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの	年七分	十五年	一年

渥田単作地域農業改良促進法案（青木正君外七十七名提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕